

暴力団等排除に関する特約（工事・委託以外のその他）

（趣旨）

- 1 発注者及び受注者は、明石市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

（契約からの暴力団の排除）

- 2 受注者は、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団等（以下「暴力団等」という。）と、資材又は原材料の購入契約その他の本契約の履行に伴い締結する契約を締結してはならない。
- 3 受注者は、本契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、発注者に報告するとともに兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

（役員等に関する情報提供）

- 4 発注者は、受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - （1）役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - （2）受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（前号の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店等の代表者を含む。）

- 5 発注者は、受注者から提供された情報を明石警察署長に提供することができる。

（明石警察署長から得た情報の利用）

- 6 発注者は、受注者が暴力団等に該当するか否かについて、明石警察署長に照会し、回答を求めることができる。
- 7 発注者は、明石警察署長から得た情報を他の契約において第 1 項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は明石市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 1 号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関に提供することができる。

（発注者による解除）

- 8 発注者は、受注者が暴力団等であると判明したときには、特別の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。この場合においては、契約書の規定を準用する。

（解除に伴う措置）

- 9 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

（誓約書の提出等）

- 10 受注者は、本契約の契約金額（単価契約においては執行予定総額）が 200 万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出しなければならない。

- （1）受注者が暴力団等でないこと。
 - （2）受注者が前号のほか、契約書及びこの特約の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
 - （3）本契約の履行に伴い、暴力団等から不当介入を受けたときには、発注者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 11 受注者は、前項の規定により誓約書を提出する必要がある場合であっても、発注者がその提出を求めた場合は、誓約書を提出しなければならない。

（受注者からの協力要請）

- 12 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び明石警察署長に協力を求めることができる。